

長久手市認可保育所における医療的ケア支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市の認可保育所（以下「保育所」という。）において、医療的ケアを必要とする児童（以下「当該児童」という。）に対して行う、医療的ケアの実施に関し必要な事項を定め、医療的ケアを安全かつ適正に実施することを目的とする。

(医療的ケアの定義)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、保育所内（通所時は除く。）において当該児童の必要な医療行為（導尿、痰吸引等）による処置を、医師の指示に基づき、看護師が日常的に行うものをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、長久手市とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、事業を利用しようとする者からの申請により当該児童の主治医（以下、単に「主治医」という。）の指示に基づき、看護師が保育所において、必要な医療的ケアを行うものとする。

(対象者)

第5条 この事業の対象は、居宅において常時医療的ケアを必要とする児童で長久手市保育所の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条に規定する保育の実施基準を充足し、かつ、長久手市障がい児保育所入園審査会において集団保育が可能であると判断されたものとする。

(利用の申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、医療的ケア支援事業利用申請書（様式第1号）、児童状況書（医療的ケア）（様式第2号）、主治医が記入した主治医意見書（兼診療情報提供書）（様式第3号）、承諾書（様式第4号）及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(医療的ケア審査会)

第7条 医療的ケアの実施について審査するため、医療的ケア審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 子ども部長
- (2) 子ども部次長
- (3) こどもの発達相談室
- (4) 当該児童の入所に係る保育所園長
- (5) 障がい児保育に対応する長久手市立保育所園長
- (6) 東名古屋長久手医師会選出の医師

- (7) 地域の保健師
 - (8) 長久手市障がい者基幹相談支援センターの相談員
 - (9) その他審査会会長が必要と認める者
- 3 審査会の会長は子ども部長とし、副会長を子ども部次長とする。
- 4 会長は前条の申請があった際に、審査会を開催する。
- 5 会長及び副会長の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、審査会を招集し、主宰する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会長は、主治医に審査会への出席及び助言を求めることができる。また、必要に応じて関係者等からの意見を求めることができる。
- 7 審査会構成員が審査会を欠席する場合、事前に医療的ケア審査会意見書（様式第5号）を市長へ提出することで出席したとみなすことができる。
- （利用の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、前条の審査結果を基に、この事業の利用の可否及び内容について決定し、医療的ケア支援事業実施決定通知書（様式第6号）又は医療的ケア支援事業実施却下通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による医療的ケアの実施を決定する旨の通知を受けた者は、依頼書（様式第8号）を当該児童の入所する保育所（以下、単に「保育所」という。）に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。